

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年6月18日(金) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ
23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 21 坂野 大徹

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総合支所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 安濃：横井担当副主幹
芸濃：倉田担当主幹 香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 23 川邊 千秋・2 田中 康章

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第6回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席者は、21番 坂野 大徹委員1名で、出席委員は13名です。
 各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 23番 川邊 千秋委員、2番 田中 康章委員よろしくをお願いします。
 まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。
 事務局をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は17,888㎡で、その内訳は田が16,442㎡、畑が1,446㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。
- 2ページから3ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は6,605㎡で、その内訳は田が3,010㎡、畑が3,595㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 4ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
 番号1、一般個人住宅用地
 番号2、一般個人住宅兼店舗用地
 でございます。
 以上、件数は2件、合計面積は348㎡で、その内訳は田が97㎡、畑が251㎡でございます。
- 5ページから6ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
 番号1、倉庫用地
 番号2、駐車場用地
 番号3、駐車場及び倉庫用地
 番号4、サービス付き高齢者住宅デイサービス用地
 番号5、一般個人住宅用地
 番号6、資材置場用地
 番号7、一般個人住宅用地

番号8、資材置場用地
番号9、一般個人住宅用地
番号10、公衆用道路用地
番号11、資材置場用地
でございます。

以上、件数は11件、合計面積は7663㎡で、その内訳は田が4,430㎡、畑が3,233㎡、でございます。

7ページをお願いいたします。
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、店舗兼事務所用地
でございます。

以上、件数は1件、畑で1,464㎡、でございます。

8ページをお願いいたします。
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は1件、田で316.33㎡、でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、9ページから11ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。
恐れ入りますが、まず議案を説明させていただく前に、議案書の訂正を3箇所、お願いいたします。
9ページの、番号6をご覧ください。
譲受人・譲渡人の面積を両方とも、13,601.00と訂正願います。
8,085.00と記載されているものを、13,601.00と両方、訂正願います。
次に、11ページの番号10をご覧ください。
譲渡人の面積を、3,159.00と訂正願います。

それでは改めまして、議案の説明をさせていただきます。
番号1、地区 新町、受人 _____、面積 5,212㎡、渡人 _____、面積 1,830㎡、申請地 神納井明 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 300㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小す

る渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 新町、受人 _____、面積 4,938㎡、渡人 _____、面積 1,830㎡、申請地 神納井明 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 661㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 神戸、受人 _____、面積 775,656.79㎡、渡人 _____、面積 8,946㎡、申請地 半田五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 27㎡ 外1筆、合計面積 833㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 安東、受人 _____、面積 7,903㎡、渡人 _____、面積 8,515㎡、申請地 安東町西園 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 347㎡ 外2筆、合計面積 6,447㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 大里、受人 _____、面積 7,114㎡、渡人 _____、面積 3,411㎡、申請地 大里小野田町古里 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 363㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 大里、受人 _____、面積 13,601㎡、渡人 _____、面積 13,601㎡、申請地 大里睦合町南豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,361㎡ 外7筆、合計面積 13,519㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 大里、受人 _____、面積 120,486.91㎡、渡人 _____、面積 1,057㎡、申請地 大里窪田町中鳶 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,057㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 黒田、受人 _____ 持分3分の1 外2名、面積 3,254㎡、渡人 _____、面積 15,352.49㎡、申請地 河芸町三行成瀬 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 310㎡ 外25筆、合計面積 4,162.88㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号9、地区 明、受人 _____、面積 7,209㎡、渡人 _____

__、面積 4,651㎡、申請地 芸濃町林開発____、台帳地目・現況地目とも田、面積 208㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号10、地区 安濃、受人 ____、面積 10,825㎡、渡人 ____、面積 3,159㎡、申請地 安濃町太田北____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,053㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により、営農を縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は10件、合計面積は30,603.88㎡、このうち田が14,680.97㎡、畑で15,922.91㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、番号2、地区 新町、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。6月16日に、この案件は3条申請でございます。地元推進委員と現地確認いたしました。問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号3、地区 神戸。

東海委員 4番、東海です。6月8日に地元推進委員と確認いたしました。事務局の説明通り何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号4、地区 安東、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。この案件につきましても、6月16日に、地元推進委員と2人で現地確認いたしました。問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号5から番号7、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。6月6日と9日に、農業委員と地元推進委員と確認させていただきました。何も問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号8、地区 黒田。

喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と現場を見ましたが、別に何ら問題ありません。

るので、よろしくお願ひします。

議 長 番号9、地区 明。

牧野委員 10番、牧野です。6月9日に現地確認いたしました。何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 番号10、地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。6月9日に地元推進委員と農業委員とで現地確認を行いました。問題なしと判断させていただきました。よろしくお願ひします。

議 長 番号1から番号10について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請者 _____、申請地 高野尾町大谷 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 2,857㎡。

これにつきましては、株式会社 _____の代表を務める申請者が、自らの農地を活用し、この地域での災害対策の機能強化と、伊勢志摩方面からの観光客促進を目的にし、申請地をヘリコプターの臨時飛行場外離着陸場用地として、令和3年12月31日まで一時転用しようとするもので、運行計画としましては1時間に1回、1日最大で5回、午前9時から午後5時で、地元自治会等にも事業説明がなされており、支障がないものと判断されます。

転用する農地は1筆で、面積は2,857㎡、台帳地目は田、現況地目は畑となります。

また、当案件は令和2年1月部会にて、今月末までの一時転用許可がなされましたが、新型コロナウイルス拡大に伴う蔓延防止措置や緊急事態宣言などにより、人の往来を抑制せざるを得なく、思うような転用目的が達成されなかったため、このたび目的を達成できる一番短い期間内での一時転用許可を得ようとするものです。

農地区分は、甲種農地となりますが、一時的な転用となりますことから、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本巾 _____、台

帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 709㎡。

これにつきましては、申請地を自己が営む、_____の社用車や修理車両、部品を保管する駐車場・資材置場用地とするものですが、平成16年頃から、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生恵下_____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 498㎡ 外1筆、合計面積 660㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫・作業場及び植林用地とするものですが、昭和44年頃から農業用倉庫及び作業場、昭和56年頃に桧を植林し、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町太田北端_____、
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 56㎡ 外2筆、合計面積 156㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅及び農業用倉庫用地とするものですが、昭和56年頃に一般個人住宅、昭和58年頃に農業用倉庫を建築し、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は4,382㎡、このうち田が2,959㎡、畑で1,423㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾。

田中委員 2番、田中です。9日に守山会長、太田部会長、地元推進委員、事務局とで現地確認いたしました。事務局の報告通り、前回の一時転用期間に、コロナ禍で人が集まる状態ではなかったもので、再度、一時転用で、何の問題もないということでした。16日に高野尾の農振協議会で審議いたしました。問題ないということでした。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 棕本、申し上げます。

牧野委員 10番、牧野です。6月9日に農業委員2人と地元推進委員、事務局とで確

認させていただきました。報告通りでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 番号3、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。6月9日に両農業委員と、地元推進委員、事務局とで現地を確認させていただきました。何ら問題ございません。よろしく申し上げます。

議 長 番号4、地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。6月9日に地元推進委員と農業委員と現地確認を行いました。問題なしと判断させていただきました。よろしく申し上げます。

議 長 番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のなしということですが、
皆さんいかがでしょうか。

川邊委員 23番、川邊です。問題はございませんが、ちょっと教えてほしいんですが、_____の目的は何に使われるのでしょうか。

事務局 _____は朝津味など関連事業をたくさんやっておられるのですが、伊勢志摩の観光客を呼ぶのと、こちらの集客で得たお客さんを伊勢志摩へ運べればよいなということです。色々具体的な計画をお持ちで、年末に向けてデモで飛ばすということです。

川邊委員 23番、川邊です。分かりました。それは良いことです。

議 長 よろしいですか、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページから14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真小川町関口_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 78㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 新町、受人 _____、渡人 _____、申請地 神納井明 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 300 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 産品棕谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 978 m²。これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、524.80 m²、パネルの設置率は、転用面積の53.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 大里睦合町毛抜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積852 m² 外2筆、合計面積 2,453 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,309.80 m²、パネルの設置率は、転用面積の53.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町南黒田樋廻 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 35 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものですが、平成元年頃から、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本菖蒲谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 692 m²。

これにつきましては、_____に支店を構える受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を食肉加工された製品を貯蔵するための、事務所及び冷蔵倉庫用地とするものです。

なお、隣接する自社所有の雑種地1,617 m²を含め、合計面積 2,309 m²を事業用地として現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 棕本、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,111 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分

譲住宅用地とするものです。

なお、現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、外1名、申請地 芸濃町棕本山中 _____、台帳地目・現況
地目とも田、面積 675㎡ 外2筆、合計面積 1,580㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貸事業
所・建売分譲住宅用地とするものです。

なお、現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可と
なります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕
本新町 _____、台帳地目 畑、現況地目 水路、面積 11㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を水路用
地とするものですが、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されてお
り、これを追認しようとするものです

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 安西、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、
渡人 _____、申請地 芸濃町小野平広垣内 _____、台帳地目 畑、現況
地目 雑種地、面積 186㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものですが、転用許可を得て、既に隣接地で太陽光事業を
実施している敷地の境界を再確認したところ、当該地へ越境していることが判
明し、当申請に及んだ旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認
しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 辰水、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、
渡人 _____、申請地 美里町家所北土深 _____、台帳地目・現況地目と
も田、面積 795㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、398.52㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.
1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 安濃、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 安濃町内多皆廣 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 144㎡ 外1筆、合計面積 157㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自社の
社宅用一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は8,376㎡、このうち田が4,799㎡、畑が3,577㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真。

事務局 本日、担当委員である21番 坂野委員がご欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡をいただいております。その内容は、「地元推進委員、事務局とで、6月9日に現地確認を実施したところ、特に問題ない」とのことでした。

以上、報告させていただきます。よろしくご報告致します。

議 長 番号2、地区 新町、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。6月9日に地元推進委員、事務局と3人で確認させていただきました。問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 櫛形。

東海委員 4番、東海です。6月9日に地元推進委員、川邊委員、事務局と4名で現地確認させていただきました。何ら問題はございませんでした。以上です。

議 長 番号4、地区 大里。

草深委員 19番、草深です。9日に太田部会長、守山会長、地元推進委員、事務局の方、みんなで確認させていただきました。何も問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 黒田。

喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と事務局とで回りましたが、別に問題ないのでよろしくお願いします。

議 長 番号6から番号9、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。9日に農業委員2人と、地元推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。6番は問題ないということでした。7番も同じメンバーで現地を確認させていただきましたが、何ら問題ございません。8番は私どもと、太田部会長と現地を確認させていただきましたが、何ら問題ないということでした。9番、これも私どもと地元推進委員と農業委員とで確認させていた

だきました。事務局の説明通りで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。番号10、地区 安西、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。9日に委員2名と事務局、地元推進委員と確認いたしました。何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号11、地区 辰水。

清水委員 11番、清水です。6月9日、現地を確認させていただきました。別に、問題ないということでした。

議 長 番号12、地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。6月9日に地元推進委員と農業委員2名とで現地確認を行いました。問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号12について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第4号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第4号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 安東、願出者 _____、申請地 安東町西園_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 49㎡ 外1筆、合計面積 522㎡

。これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地に平成4年頃から、倉庫として使用していることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件で、面積は522㎡、このうち田が473㎡、畑が49㎡でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東。

川邊委員 23番、川邊です。6月9日に地元推進委員と事務局と3名で確認させていただきました。問題ございません。以上です。

議 長 番号1について、地元委員さんからは、異議なしの発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、証明することに決定いたします。
次に別冊でお配りしました、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で86,377.30㎡、畑の使用貸借で1,920㎡、契約件数は20件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で13,230.30㎡、畑の使用貸借で1,248㎡、契約件数は4件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で5,036㎡、畑の賃貸借で633㎡、契約件数は3件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16,195㎡、契約件数は7件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で2,489㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、該当ございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて123,327.60㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借で3,801㎡、合計契約件数は36件、合計面積は127,128.60㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区11件、河芸地区2件、安濃地区3件、芸濃地区4件、で合計20件、合計面積は78,858.30㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で55.5%、面積で62%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたしま

す。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号19、20についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この2件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号21についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長	次に、整理番号25についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 入室してください。
	< 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願い致します。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは議案第5号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。
	以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。 以上で第6回第1農地部会を終了いたします。
	午前10時35分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年6月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____